

内外財政金融調査協議会報告

第四十八号



理 堀、二、四、二三
財 財 局

財政収入と租税政策

目 次

一	序 説	一	頁
二	租税負担の割合	一	頁
三	増税または新税の可能性	二	頁
四	租税負担の公平化	三	頁
五	インフレ期の租税政策	五	頁



財政収入と租税政策

一、序 説

財政収入の重要をどこに置くべきかについて、ここでは問題を租税に限定して考察する。なんとすれば公債、官有財産押下げまたは官業収入は、差し当つては、あまり重要性をもち得ないと思ふからである。

即ち、公債はここ当分の間は、その弊害の方が大きいであろうし、官有財産の押下げも暫くは財政収入として考えられない。官業収入の増進が考えられるとすれば、それは主として間接的な意味のそれであつて、本来の意味の企業として、これを財政的に利用することは難しい。官業特別会計の收支、償還利だけ公債依存度を減少するという消極的效果が考えられる程度であらう。

二、租税負担の割合

1、 財政収入の増加は、従つて租税に求める以外にないわけである。さらに日本が米国の占領下に置かれ、米国的資本主義による租税國家の形態を強めてゆかざるを得ないことを考

内の

え合はせれば、殊に之うである。

2、 わが國の租税負担（國税のみ）の国民所得に対する割合も他國と比較してみると、一九四五年では日本一六・八％、米國二三・八％、英國三七・六％のようである。日本の割合は小さい。二十二年度の予算では租税と専売益金とを合計すれば約九百二十億円でなり、これを

國民所得の仮りの見積り五千億円で割れば約一八・四％となる。わが國の租税負担は右のように、他國に比し割合は小さいが、實質負担は大きい。従来

の税率では年收二〇、〇〇〇円（扶養家族四人）で租税は大九八二円、三〇、〇〇〇円ならば一三、四八二円である。こゝの改正では三〇、〇〇〇円で三五五〇円となつた。米國の場合、二、七七五帯で税負担はわづかに二帯（独身者では三八二帯）であるから、一帯二七〇円とすれば一八五〇〇円、一四〇円とより非常に軽い。

三、増税または新税の可能性

1、 右のようにわが國の租税の割合は比較的軽いのであるが、現実に増税または新税の可能性があるであらうか。あるとすればそれはどこに求められるかを考えよう。

二 先づ新税としては、經常財産税、農業耕收税、營業免許税等が考えられる。さらにドイツの第一次大戦後の國難犠牲税的な非常税が考えられる。この非常税の創設は、財産税と増加所得税とを實施した際ではあり、難しいとは思はれるが、日本のおかれています現在の危肩を切り抜けるために、何等かの非常負担の方法が考えられてよいのではなからうか。

三 次に増税については、税率の引上、前納制の拡張と結びつけて、既に實行されることになつた予算課税や、戦時中ドイツで行つたような租税証券の方法等を積極的にとり入れて、前納の形で税収を増強する方法が考えられる。

四、前記の形に合せて、強制貯蓄や、強制公債の方法も、改めて考慮に値すると思はれる。

四、租税負担の公平化

ノ 右のような増税や、新税は、直ちにそれが税種間または同一税種で負担階層間に、大きな不公平をもたらす恐れがある。このような負担の不公平の排除は、とりとておぼえず税収を増加する基本的方法となるのである。

二 先づ税種間の負担の公平の問題として、直接税と間接税の關係を考へよう。一般的に直

外の一

接税の方が、間接税より公平なものであるが、特にインフレーションの激しい時期には、間接税は、種々な問題を生む。必要的な配給物資について、間接税を増加するときは二乗の効果をもち、一面で、それは配給物資の価格暴騰によるインフレ助長作用をもち、従つて、その間価格をさ商める。他面で、同じ必需物資でも、酒、煙草のような嗜好品などでは、受給者の心理所得として、または闇に流すことによる裏課所得として、却つて有利に作用することもある。

間接税増徴の効果は、必需品と奢侈品とについて異り、右のような異を考へ合わせ更に検討しなければならない。

三 次に主として直接税についてであるが、源泉と賦課の課税方法の相違による不公平である。特にインフレの進行期には源泉課税は負担が重く、賦課課税の方が有利である。ドイツの過去のインフレーションのときには、賦課課税を重課しまたは延滞利子を重くし、あるものは賦課課税を源泉課税に改める等の方法で不均衡の是正に努めた。また前納制度のかわりに、インフレの程度に応じて指数制を採用したこともある。一方で源泉課税について

は、税率を軽減しまたは扶養控除を増加し、さらには指数制で生計費を控除する等その負担軽減をはかつた。

五、インフレ期の租税政策

右のように、ドイツの場合は、インフレーションの急激な進行に迫られ、それに追隨して租税上の公平化にいろいろの方法で努力したのであつて、租税政策によつてインフレを抑止すること迄考へる余裕がなかつた。

右が国の場合は、單にインフレに追隨して租税を考へるのではなく、一歩進めて総合的、計画的にインフレを抑止するため一つの手段として、租税政策を考へておくことが必要ではなからうか。

右のごとく所得税について予算申告制を採用したが、これが成功するためには少くとも次の四つの條件が満足されなければならない。即ち

- (一) 税務機構の完備していること
- (二) 会社や個人の会計、簿記の正確なこと

次の二

- (三) 納税義務の徹底していること
- (四) 税率の低いこと

実際はこの四つの條件のいづれも満足されていない。その結果は源泉課税について非常に過酷となり、そうでないものについては軽減することになる虞れが多い。

4 この対策としては、分割納税の期間を短かくし、年大面ないし十二面にするとか、三ヶ月の四倍を年所得とせず四倍以上にするとかの方法も考へられる。他方では源泉課税の場合の基礎控除について、特別の考へを拂う等融通性のある対策を考へておくべきである。

5 従来は、有価証券所得や不動産所得等のいわゆる不労所得に重課するのが租税の原則であつたが、インフレ下では不労所得の持つ意味が異つてきた。いわゆる新興所得がこれにかつてゐる。また民主的な団体交渉を課税上の不公平のものとすることがある。なお増税が事業の経理上の理由から、却つてインフレを激化する要因となる場合もある。

結局会計や簿記の制度を整備し、税務機構が完備することが必要なのだが、現在のよう

インフレ進行下ではそれはなかなかむづかしい。

(木村元一 委員)